

◇平成31年度利用者負担額（保育料）についてのお知らせ◇

平成30年度市町村民税額(父母合算)に基づき、平成31年4月から平成31年8月分の利用者負担額(保育料)を決定します。

修正申告による税額変更や、結婚・離婚などで保護者の変更がある場合は、利用者負担額(保育料)が変更になる場合がありますので、保育幼稚園課までご連絡ください。

※平成31年9月から平成32年3月分については、平成31年度の市町村民税額を基に決定します。

平成31年10月からの利用者負担額(保育料)について

国において、3～5歳児のすべての子ども及び0から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもについて、平成31年10月からの全面的な無償化措置が決定されています。

平成31年10月以降の利用者負担額(保育料)等の詳細については、決まり次第、改めてお知らせします。

①利用者負担額（保育料）の決定について

保育に必要な費用は、国・県および市の負担金ならびに保護者の負担する利用者負担額(保育料)によって賄われています。利用者負担額(保育料)は、児童福祉法および子ども・子育て支援法の規定により、家計に与える影響を考慮し、所得や児童の年齢に応じて定める額を負担していただくことになっています。

利用者負担額(保育料)は、原則として父母の市町村民税額を基準に、下記「利用者負担額(保育料)基準額表」に照らして決定しています。ただし、父母以外に家計の主宰者(主に生計を維持する者)がいる場合は、主宰者を含めて算定します。

平成31年度 甲賀市利用者負担額(保育料)基準額表

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(保育料)基準額(月額)(単位:円)						(参考)国の基準(月額)(単位:円)			
階層	定義	3歳未満児		3歳児		4歳児以上		3歳未満児		3歳以上児	
区分		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B2	市町村民税非課税世帯	5,000 (0)	5,000 (0)	3,000 (0)	3,000 (0)	3,000 (0)	3,000 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)
C12	市町村民税均等割のみ課税世帯(所得割の額のない世帯)	8,900 (3,800)	8,800 (3,800)	6,800 (2,300)	6,700 (2,200)	6,800 (2,300)	6,700 (2,200)	19,500 (9,000)	19,300 (9,000)	16,500 (6,000)	16,300 (6,000)
C22	48,600円未満	15,000 (5,400)	14,800 (5,300)	12,600 (3,400)	12,400 (3,400)	12,600 (3,400)	12,400 (3,400)	30,000 (9,000)	29,600 (9,000)	27,000 (6,000)	26,600 (6,000)
D1	48,600円以上 54,600円未満	18,000 (5,400)	17,700 (5,300)	15,600 (3,400)	15,400 (3,400)	15,600 (3,400)	15,400 (3,400)				
D2	54,600円以上 60,600円未満	20,800 (5,400)	20,500 (5,300)	18,400 (3,400)	18,100 (3,400)	18,400 (3,400)	18,100 (3,400)	61,000	60,100	58,000	57,100
D3	60,600円以上 77,101円未満	24,000 (5,400)	23,600 (5,300)	21,600 (3,400)	21,300 (3,400)	21,600 (3,400)	21,300 (3,400)				
D3	77,101円以上 97,000円未満	24,000	23,600	21,600	21,300	21,600	21,300	30,000	29,600	27,000	26,600
D4	97,000円以上 169,000円未満	36,000	35,400	30,000	29,500	28,000	27,600	44,500	43,900	41,500	40,900
D5	169,000円以上 247,000円未満	49,800	49,000	30,200	29,700	28,000	27,600	80,000	78,800	77,000	75,800
D6	247,000円以上 301,000円未満	50,800	50,000	30,700	30,200	28,200	27,800				
D7	301,000円以上 397,000円未満	53,800	52,900	32,200	31,700	29,200	28,800	104,000	102,400	101,000	99,400
D8	397,000円以上	69,900	68,800	42,200	41,500	38,300	37,700				

※ 表中()内は、裏面記載の「◆母子・父子・障がいのある方がおられる世帯に対する利用者負担額の減免」適用後の利用者負担額です。

※ 年齢区分は、平成31年4月1日時点での年齢です。年度内に誕生日を迎えられても年齢区分は変わりません。

※ 所得割課税額は、調整控除を除く、税額控除(配当控除や住宅借入金等特別税額控除等)の適用前の金額です。

※ 資料提出がない場合や、税申告されていない方など課税状況が判明しない場合は、利用者負担額(保育料)を最高額「D8」に決定することがあります。

②利用者負担額（保育料）の減免について

◆兄弟姉妹入園の場合の減免

市町村民税所得割額が 57,701 円以上 (D2 階層の一部～D8 階層) の世帯で保育園児の兄弟姉妹が、2 人以上同時に次の施設に在籍している場合は、2 人目の利用者負担額が基準額の半額、3 人目以降の利用者負担額が免除 (0 円) になります。なお、甲賀市で在籍状況を確認できない場合は、在籍証明書の提出を依頼することがあります。

該当の方で適用されていない場合は、保育幼稚園課までご連絡ください。

- ・保育園、認定こども園(長時部)、家庭的保育事業所に在籍<認可・認定施設に限る>
- ・幼稚園、認定こども園(短時部)に在籍<認可・認定施設に限る>
- ・特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に在籍または、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用

◆ひとり親世帯・障がいのある方がおられる世帯に対する減免

ひとり親世帯・障がいのある方(障害者手帳等をお持ちの方)がおられる世帯のうち、「利用者負担額(保育料)基準額表の、市町村民税所得割額が 77,101 円未満 (B2 階層～D3 階層の一部) の方は、利用者負担額の減免を受けることができます(別途審査が必要です)。**該当の方で適用されていない場合は、保育幼稚園課までご連絡ください。**

- (1) 市町村民税非課税 (B2 階層) の世帯は、利用者負担額が免除 (0 円) となります。
- (2) 市町村民税均等割のみ課税世帯 (C12 階層) と市町村民税所得割額が 77,101 円未満 (C22 階層～D3 階層の一部) の世帯は 1 人目 の利用者負担額が一部減免されます(減免後の額は基準額表をご確認ください)。また、保護者と同一生計の入園児の兄・姉(年齢制限なし)がいる場合、2 人目以降 の利用者負担額が免除 (0 円) となります。

◆多子世帯に対する減免

次の要件にあてはまる場合、利用者負担額の減免を受けることができます。**該当の方で適用されていない場合は、保育幼稚園課までご連絡ください。**

- (1) 市町村民税所得割額が 57,700 円未満 (B2 階層～D2 階層の一部) の世帯のうち、保護者と同一生計の入園児の兄・姉(年齢制限なし)がいる場合、2 人目以降 の利用者負担額が免除 (0 円) となります。
- (2) 市町村民税所得割額が 57,701 円以上 97,700 円未満 (D2 階層の一部～D3 階層) の世帯のうち保護者と同一生計の入園児の兄・姉(年齢制限なし)がいる場合、3 人目以降 の利用者負担額が免除 (0 円) となります。

※「同一生計」とは、必ずしも同居していることを要件とするものではありません。たとえば勤務・修学・療養等の都合上別居し、余暇には生活を共にしている場合や、常に生活費等の送金が行われている場合には、「同一生計」とします。また、同一の家屋で暮らしておられる場合は、特段の事情がない限り、「同一生計」とします。

◆寡婦(夫)控除のみなし適用について

未婚のひとり親家庭の世帯(事実婚は対象外)を対象に寡婦(夫)控除があるものとして所得を計算し、利用料等の減額を行うものです。別途申請・審査が必要です。詳細はお問い合わせください。

※審査の結果、みなし適用をしても利用者負担額が変わらない場合があります。

※ 年度を超えて利用者負担額(保育料)を変更・減額・還付等することは出来ません。減免申請等は、期限内に提出をお願いいたします。

③利用者負担額（保育料）の納付について

◎下記以外の保育園

利用者負担額(保育料)の納付期限は、毎月末日(土日祝日の場合は翌営業日)です。

◎貴生川認定こども園 ・ 家庭的保育事業所水口幼稚園ひだまり ・ 家庭的保育室ぼのぼのクラブ

貴生川認定こども園、家庭的保育事業所水口幼稚園ひだまり、家庭的保育室ぼのぼのクラブに在籍している児童の利用者負担額(保育料)の納付先は、各施設となります。納付期限、納付方法等詳しくは、施設へお問い合わせください。

◆◆問い合わせ先◆◆ 〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地 (甲賀市役所 2階)
甲賀市 こども政策部 保育幼稚園課 管理係 TEL:0748-69-2180 FAX:0748-69-2298